

佐 本 務 発 第 1 0 1 4 号
令 和 3 年 1 1 月 2 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
企画第一係	
企画第二係	
人事係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

「育児警察官キャリアアップ推進制度」の実施について（通達）

この度、育児を行っている警察官の専務部門におけるキャリアアップを推進する制度を次のとおり実施することとしたので、各位にあっては、所属職員に周知されたい。

なお、「「育児警察官キャリアアップ推進制度」の実施について（通達）」（令和2年11月24日付け佐本務発第986号）については、廃止する。

記

1 趣旨

育児休業によるキャリアの中断や育児による時間的制約等により、意欲・適性を有しているものの、専務部門での勤務やキャリアアップに躊躇する警察官を支援するため、当該警察官を定員外の過員として配置することで、職務における負担及び時間的制約の緩和を図るものである。

本制度により、育児を行っている警察官に専務部門における職務機会を付与し、当該警察官のキャリアアップを計画的・継続的に推進するとともに、専務員としての適性を有する人材の確保・育成を図ることを目的としている。

2 概要

- (1) 実施開始日
令和4年春の人事異動から
- (2) 対象者
育児休業の取得歴があり、かつ、小学生未満の子を養育する警部補以下の警察官（現所属は問わないが、配置期間中育児休業取得予定の者は除く。）
- (3) 対象所属
全警察署
- (4) 配置する係

専務部門の係とし、定員外の過員として配置する。

(5) 配置期間

原則として1年とする。ただし、再度希望することはできるものとする。

なお、配置期間終了後は、過員措置を終了する。

(6) 対象者の選任方法

公募により希望者を募った後、数人程度を選考により決定する。

公募方法については、別途通知する。